改正 平成27年12月18日 原規総発第1512181号 原子力規制委員会決定原子力規制委員会文書管理要領(原規総発第120919005号)の一部を次のとおり改正する。

平成27年12月18日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附則

この要領は平成27年12月18日から施行する。

	(傍線部分は改正部分)
改正後	改正前
制定 平成24年9月19日 原規総発第	制定 平成24年9月19日 原規総発第
120919005 号 原子力規制委員会決定	120919005 号 原子力規制委員会決定
改正平成 年 月 日 原規総発第 号	
原子力規制委員会行政文書管理要領	原子力規制委員会行政文書管理要領
(定義)	(定義)
第2条	第2条
(1) (2) • (3) 略	(1) (2) • (3) 略
(4) この要領において「課等」とは、原子力	(4) この要領において「課等」とは、原子力
規制委員会組織規則(平成24年原子力規制	規制委員会組織規則(平成24年原子力規制
委員会規則第1号)に定める課(原子力安全	委員会規則第1号)に定める課(原子力安全
人材育成センターに置かれる課を含む。)並	人材育成センターに置かれる課を含む。)及
びに原子力規制庁組織細則第3条に定める	び課に準ずるものとして総括文書管理者が
参事官付、安全技術管理官付及び安全規制管	定めるもの並びに原子力規制庁組織細則第
理官付並びに課に準ずるものとして総括文	3条に定める参事官付、安全技術管理官付及
書管理者が定めるものをいう。	び安全規制管理官付をいう。